

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	有・無期限
平成 20 年 12 月 26 日から 平成 25 年 12 月 25 日まで	

基監発第 1226002 号

平成 20 年 12 月 26 日

5 年 保 存

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

本年度における最低賃金の履行確保に係る主眼監督の実施等について

経済情勢の悪化等により、企業や労働者を取り巻く状況は一段と厳しさを増しており、今後賃金の不払や賃金額の引下げ等が行われることも懸念されるところであるが、このような状況の下、賃金の低廉な労働者に賃金の最低限を保障することにより労働条件の改善に重要な役割を果たしている最低賃金の履行確保を図ることは従来にも増して重要となっているところである。

また、本年度における地域別最低賃金額の改定については、大幅に引上げられた（全国加重平均で 16 円の引上げ）ところであり、この履行確保が一層重要となっている。

このため、本年度において今後実施する最低賃金を主眼とする監督（以下「最賃主眼監督」という。）については、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

- 平成 20 年 6 月 17 日付け基監発第 0617002 号「最低賃金の履行確保に係る一斉監督の実施に当たって留意すべき事項について」の記の 1 において示したとおり、当初の年間監督指導計画における業務量を確保し、

2

等最低賃金の履行確保上問題のある地域、業種及び事業場を的確に捉えた監督対象の選定に留意すること。

- 3 最賃主眼監督の実施に当たっては、最低賃金法違反の有無にかかわらず、別添の監督付表を作成し、平成 21 年 4 月 15 日（水）までに、都道府県労働局労働基準部賃金課室において取りまとめの上、本省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課あて送付すること。

最低賃金監督付表

①事業場名		②監 督 署		署	
③業 種		④監督年月日又は 復命書整理番号			
⑤適用される 最低賃金		地域別最賃 ・ 特定最賃 (新産業別最賃 ・ 従来産業別最賃)		⑥ 労働者 数	男 女 計 人
⑦ 地域別 最低賃 金	地域別最低賃金額未済の労働者数 人 (うち女 人)				
	〔上記のうちパート(アルバイト) 人、障害者 人、外国人 人 (うち技能実習生 人)、派遣 人〕				
	☐ 約定賃金が地域別最賃額未済(最賃4①②・労基24) (人)				
	法違反の態様: ☐ 約定賃金が地域別最賃額以上、支払賃金額が地域別最賃額未済(最賃4①・労基24) (人)				
	約定賃金が地域別最低賃金額未済者の主な従事業務又は職名		約定賃金が地域別最低賃金額未済者の賃金の最低額		
	男:		男: 時間額	円	
	女:		女: 時間額	円	
⑧ 特定 最低賃 金	特定最低賃金額未済の労働者数 人 (うち女 人)				
	〔上記のうちパート(アルバイト) 人、障害者 人、外国人 人 (うち技能実習生 人)、派遣 人〕				
	☐ 約定賃金が特定最賃額未済、支払賃金額が地域別最賃額以上・特定最賃額未済(最賃4①②・労基24) (人)				
	☐ 約定賃金が特定最賃額未済、支払賃金額が地域別最賃額未済(最賃4①②・労基24) (人)				
	法違反の態様: ☐ 約定賃金が特定最賃額以上、支払賃金額が地域別最賃額以上・特定最賃額未済(最賃4①・労基24) (人)				
	約定賃金が特定最低賃金額未済者の主な従事業務又は職名		約定賃金が特定最低賃金額未済者の賃金の最低額		
	男:		男: 日額 ・ 時間額	円	
	女:		女: 日額 ・ 時間額	円	
⑨最低賃金に 対する認識	1. 適用される最低賃金額を知っている。				
	2. 最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。				
	3. 最低賃金が適用されることは知らなかった。				
⑩最低賃金額を支払っていない理由					
1. 売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。 2. 賃金を時間額に換算して比較していなかった。					
3. 最低賃金改定後に賃金改定をしていなかった。 4. 最低賃金の適用除外許可が未更新であった。					
5. パート(アルバイト)には適用がないと思っていた。 6. 労働能力が低い場合には適用がないと思っていた。					
7. 外国人には適用がないと思っていた。 8. 適用される最低賃金額を知らなかった。					
9. その他 ()					

(注) 1 本付表は、監督を実施したすべての事業場について作成すること。なお、最低賃金法第4条に係る違反がない場合は、⑦、⑧及び⑩への記入は不要であること。
2 ③欄には、労働基準局報告例規基準業種分類の小分類までを記入すること。
3 ⑤欄に、監督実施事業場に適用される最低賃金を口印で囲むこと。なお、適用される最低賃金が複数ある場合には、そのうち最も高い額の最低賃金を口印で囲むこと。
4 ⑥欄には、適用される最低賃金に関わりなく、当該事業場の全労働者数を記入すること。
5 ⑦欄は、地域別最低賃金のみが適用される労働者に係る法違反が認められた場合に記入すること。また、⑧欄は、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に係る法違反が認められた場合に記入すること。なお、「法違反の態様」欄は、該当する項目すべてをチェックすること。
6 ⑨欄は、最低賃金に関する使用者の認識について、該当する番号を○印で囲むこと。
7 ⑩欄は、最低賃金を支払っていない理由について、該当する番号を○印で囲むこと(複数回答可)。